

改訂第2次うらやす男女共同参画プラン

事業調査報告書

—平成29年度実施事業—

平成31年3月

企画部男女共同参画センター

目 次

I. 事業調査の概要	1
II. 基本事業進捗一覧表	
課題 1	3
課題 2	7
課題 3	10
課題 4	11
課題 5	13
課題 6	16
課題 7	18
課題 8	22
III. 調査票記載例	24
IV. 目標値	25

I. 事業調査の概要

1. 調査の目的

「改訂第2次浦安男女共同参画プラン」（以下「改訂第2次プラン」）に基づき、各課の事業の実施状況を把握することを目的に調査を実施しました。

2. 調査方法 : 調査票による記述式

3. 調査の概要

- ① 調査期間：平成30年5月29日～平成30年6月25日
- ② 調査内容：調査票記載例 別紙1
平成29年度の実施状況／事業実績／担当課評価等

4. 「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」について

- ① 「改訂第2次プラン」は、平成29年度からの後期計画とし女性活躍推進法の制定に伴い、「市町村推進計画」とし、また、DV防止法に基づきDV施策に関する基本的な「市町村基本計画」として位置づけ4つの重点課題を含む8つの課題を掲げ、施策の方向、基本事業、具体的な取り組み、取り組みの内容、担当部署で構成されています。

「課題」

解決すべき課題を掲げ、それぞれの課題の背景について明記しました。

★重点課題

課題1：男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

★課題2：ワーク・ライフ・バランスの推進

★課題3：あらゆる分野に参画する機会の確保

★課題4：防災における男女共同参画の推進

課題5：男女が共に安心して暮らせる環境の整備

課題6：性への理解と生涯を通じた健康支援

★課題7：人権の擁護・救済のための取り組みの強化

課題8：推進体制の強化

「施策の方向」

課題解決に向けたそれぞれの施策のねらいを明記しました。

「具体的な取り組み」と「取り組みの内容」

施策を推進するための個々の事業を包括的にとらえ、まとめました。

② 「担当課評価」について

調査票の「取り組みの評価」を「担当課評価」として記しました。

「担当課評価」を下記のように分類しました。

「担当課評価」(1事業で複数担当部署有)

- ・十分達成している . . . 70 事業
- ・ほぼ達成しているが一部課題が残る . . . 64 事業
- ・改善を要する点がある . . . 7 事業
- ・評価なし . . . 4 事業

※課題 8 の男女共同参画センターの 4 事業については、市民意識調査を行っていないため評価なしとしました。

・各課が取り組む事業の実施結果と評価・改善点等について記載しました。

③ 「目標値」別紙 2

数値化が可能で定期的に計ることができる項目に関して、目標値を設定しました。

5. その他

平成 30 年度組織等の変更により担当課名や事業担当部署を変更して記載しました。

担当課名称変更

(旧)		(新)
地域ネットワーク課	→	地域振興課
市民大学	→	市民大学校

事業担当部署変更

(旧)		(新)	
健康増進課	→	母子保健課	課題 1 3-2-3
			課題 2 3-2-2
			課題 6 2-2-1
			2-2-2
			2-2-4
障がい事業課	→	障がい福祉課	課題 5 4-2-2

I. 基本事業調査進捗一覧表

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規	
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある		
1. 男女共同参画社会の実現に役立つ情報の活用を強化します	①男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供の促進	1. 図書・資料の収集・提供	男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供します。	中央図書館	・男女共同参画に関する資料の購入、浦安市や千葉県で発行した行政資料を受け入れし、市民への資料提供や情報提供などを行い、市民に役立つ蔵書を構築するように努めました。	○				
				男女共同参画センター	・図書の充実をめざし幅広い分野から購入を行いました。また、分類方法もわかりやすくまた、管理しやすいよう19分類に整理しました。 ※29年度購入冊数 56冊 1男女共同参画 118 2ジェンダー 104 3.ワーク・ライフ・バランス 16 4リプロダクティブヘルス/ライツ 13 5人権 35 6労働・雇用 82 7子育て・教育・虐待 54 8生き方・老後 119 9高齢・介護 19 10家族・結婚・離婚 85 11暴力 95 12貧困 19 13災害 17 14健康 22 15こころ・心理 38 16メディアリテラシー 10 17統計・辞典 42 18法律 8 19その他 56 蔵書数合計 952		○			
		2. 図書・資料に関する広報	男女共同参画週間等にあわせて、展示等を開催し、収集した図書や資料が有効に活用されるようになります。	中央図書館	・中央図書館にて男女共同参画週間、人権週間に合わせて関連図書の展示を行いました。 ・家族をテーマにしたもの、男性の家事や育児、女性の自立、人生設計、児童向けに生き方や人権などを推進した図書の紹介を行いました。 ・男女共同参画センター主催事業に関連する図書の展示を行いました。	○				
				男女共同参画センター	・テーマを設け、関連資料や新聞記事を掲示したほか、週間等にあわせ、図書コーナーを利用し男女共同参画関連の新着本の案内を行う等、男女共同参画週間を意識しての展示を行いました。 ・市役所やセンターの掲示板を利用しポスターの掲載や、広報うらやす、市役所電光掲示板での掲示も行いました。		○			
	②メディア・リテラシー向上の促進	1.情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。	中央図書館	・「図書館利用講座」検索機(OPAC)の使い方やインターネットを使った情報収集の方法を学ぶ講座を9回開催しました。 ・「創業支援セミナー」創業予定者や中小企業者、ビジネスマンの方に、創業や新事業進出に際して必要な知識を学んでもらうセミナーを11回開催しました。(商工観光課、浦安商工会議所、日本政策金融公庫との共催)	○				
		2.子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館活用講座等を通じ伝えます。	中央図書館	・「図書館クラブ」小・中学生を対象にカウンター体験など図書館の仕事体験し、図書館への理解を深めるとともに、蔵書の探し方などを学び、図書館の利用を促進する講座を4回開催しました。	○				
		3.メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校において、携帯電話やコンピュータを利用した情報の扱い方等、発達段階に応じた教育を実施します。	指導課	・小・中学校において作成している情報教育計画のもとに、児童生徒の情報活用能力を育成するため、児童生徒がコンピュータをはじめとするICT機器を活用した授業を行いました。 ・小・中学校において、インターネットを活用する際の留意事項に関する学習、中学校においては、技術科で情報の扱い方に関する学習を行い、人権に配慮した情報活用についての指導を進めました。		○			

I. 基本事業調査進捗一覧表

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
③市民や事業者等に向けた情報発信の強化	1.男女共同参画情報紙の発行・活用	男女共同参画に関する理解を深め、実現させるための情報紙を発行します。また、関連講座の開催時に参加者に配布します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度からリニューアルした男女共同参画センターの施設紹介と「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」を市民に周知し、認知度の向上を図りました。 ・男女共同参画社会について市民へのインタビューを行う等、ジェンダーに関する価値観や男女共同参画社会について周知しました。 うらやすP-Life男女共同参画ニュース（年2回発行・発行部数各 61,000部） 男女共同参画センターってどんなところ？ 男女共同参画センター紹介・「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」について ・発行部数 61,000部 男女共同参画社会について 市民の皆さんに聞きました！！ 	○				
	2.広報紙及びホームページ等インターネットの活用	男女共同参画に関する情報を広報紙及びホームページ等のインターネットを活用し発信します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催や男女共同参画週間等のキャンペーン等、男女共同参画に関する情報を広報やホームページ、ミニコミ誌等を利用し掲載しました。また、公共施設や関連部署へのチラシ、ポスターの掲載を通じ、市民に広く情報を提供しました。 		○			
	3.あらゆる人に届く情報の発信	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、きめ細やかな情報発信を推進します。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市の広報、ホームページでは高齢者や、障がい者、外国人の方等への対応として、広報の英語版や声の広報、またホームページでは音声読み上げや字の拡大機能等、様々な対応がされました。 	○				

I. 基本事業調査進捗一覧表

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
2. 男女共同参画の理解に役立つ講座や研修等の事業を強化します	①市民を対象とした講座の開催	1.男女共同参画への理解を深める講座等の開催	性別役割分業、女性の自立・エンパワーメント、人権問題、デートDV、性的少数者への理解等のテーマを取り上げ、男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	公民館	<ul style="list-style-type: none"> 女性のライフプラン講座(高洲) 子どもの夢をかねたい! お金の基礎知識(高洲) 多様性を認め合える社会を目指したい! ~性同一性障害ってなあに~(高洲) 女性セミナー~自分で自分に花マルを(高洲) 子育てがラクになる女性学講座(中央) 女性セミナー「素直に伝えるコミュニケーション・褒め言葉の使い方」(堀江) いきいきWOMANのためのYOGAリラクゼーション(日の出) 更年期をさわやかに過ごすために-カラダケア&ライフデザイン(日の出) 		○		NEW
				市民大学校	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度開講講座の1つとして「うらやすの私らしいライフスタイルを考えよう -これからの大人の女子力アップ学科」(全12回・各回90分)を実施しました。女性の自立・活躍推進を目的とした市民活動団体の代表者をコーディネーターとして招き、「協働」の観点から女性のライフスタイルについて学ぶ様々な授業を展開しました。講座実施期間:平成29年6月6日(火)~同12月12日(火) 受講生数:10名(定員25名) 満足度:100%(全12回のアンケート結果平均値) 		○		
				生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習課では、各課より挙げられた講座メニューをまとめ市民に情報を提供し、市民より要望があった際に、講座の開催に係る調整を行っています。 男女共同参画に関する講座は以下のとおりです。 浦安市の男女共同参画について 男女共同参画に関する講座は平成29年度において実施しましたが利用者がいませんでした。 			○	
				男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 性別役割分業、女性の自立・エンパワーメント、人権問題、デートDV、性的少数者への理解等のテーマを取り上げ主催講座を開催しました。 男女共同参画センター推進講座(子育てがラクになる女性学講座) 延女性29人 インフォメーションカフェ(I) (オトナ女子の美と健康セミナー) 女性17人 インフォメーションカフェ(II) (起業準備講座~想いをカタチに) 男女16人 インフォメーションカフェ(III) (ファシリテーター講座) 男女18人 ルピナスセミナー(I) (ハッピー子育て) 男女20人 ルピナスセミナー(II) (男女共同参画について一緒に話そう「いきなりジェンダーって何?」) 男女7人 		○		
	②市職員を対象とした研修の実施	1.職員研修の実施	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課	派遣研修において、自治大学校及び千葉県自治研修センターの研修機関に、合計2名の職員を派遣しました。		○		
				男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス推進のためのさまざまな取組が進められている中、あらためて男性の働き方、暮らし方の意識変革の意義と課題について職員研修を実施しました。 男性の働き方、暮らし方意識変革(ワーク・ライフ・バランスのすすめ) 係長級職員 49名 		○		

I. 基本事業調査進捗一覧表

課題1. 男女共同参画社会の実現に関する理解の促進

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
3. 次世代に向けて男女平等や自立を育む教育を推進します	①発達段階に応じた男女平等教育の推進	1.男女平等教育の推進	保育園、幼稚園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育幼稚園課	・保育園、幼稚園・認定こども園では、男女混合名簿の作成や、活動の中でのグループ分け、役割分担等、性別を意識することがないように配慮し、男女平等教育の推進につなげました。		○		
				指導課	・浦安市教育ビジョンの「めざす子ども像」の「自分や他人のよさを認め、互いに尊重し合う豊かな心をもった子ども」に基づき、「浦安市学校教育指導の指針」に「学校人権教育」の重点目標を定め、発達の段階に応じた児童生徒の男女平等の意識を含めた人権意識の醸成を図ることに努めました。 ・学校教育全体を通して、男女の性差のイメージを強調し固定的な性別役割分担意識を持たせてしまわないよう、「男の子らしく」「女の子らしく」のような男女の特性や能力を固定的にとらえる見方や言動に気を付けたり、中学校では、教科により男女別名簿を使用していますが、混合名簿も作成しています。男女平等の視点に立った教育活動の展開に努めていきます。		○		
		2.キャリア教育の実施	小・中学校において、職業意欲を育てる教育を実施します。	指導課	・児童・生徒が、勤労観、職業観を身に付け、社会で自立し、仕事を通じて社会に貢献することができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進しています。 ・小・中学校では、地域の職場を学習の場として体験的な学習を実施している。また、キャリア教育研修会を開催して、キャリア教育の充実に努めています。		○		
		3.次世代リーダーの育成	小学校児童や中学校生徒を対象に、リーダーとしての資質・能力や郷土愛を育むことを目的とした学びの場を提供します。	指導課	・市立中学校の生徒26名を対象に、21世紀のふるさと浦安を担うリーダーとしての資質・能力の向上を図ることを目的に、講話の聴講や体験活動、集団討議などの研修を行いました。 ・市内施設での宿泊研修では、市長や塾長の講話を聴講したり、浦安水辺の会と境川周辺のフィールドワーク等の研修を行いました。		○		NEW
	②子どもの成長段階にあわせた性教育の実施	1.性教育の実施	小・中学校において、互いの姓を理解し、尊重できるよう発達段階に合わせた性教育を実施します。	保健体育安全課	・「保健教育推進事業」は市内各小中学校において性教育を行う事業となります。外部講師による講演会として小・中学校において、互いの姓を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施各校実施できるのは年度において1回となります。 ・「保健教育推進事業」を平成29年度に実施したのは、小学校17校中16校、中学校9校中9校です。		○		
		2.性感染症に関する予防教育の実施	中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	保健体育安全課	・「保健教育推進事業」は市内各小中学校において性教育を行う事業となります。外部講師による講演会として中学校において、エイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施できるのは年度において1回となります。 ・「保健教育推進事業」を平成29年度に実施したのは、中学校9校中9校です。		○		
		3.保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	母子保健課	H29年「思春期を迎える親の心構え」参加者57名 ・講座開催することで参加者に対して思春期の心やからだの変化について理解を促すことができたが、参加者は講座内容に関心の高い方が多く、かつその普及は限定的であります。		○		
	③教職員を対象とした研修の実施	1.人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修の実施	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	指導課	・男女平等教育を含めた人権教育を指導する教職員に対する人権教育研修会を開催し、資質向上を図りました。・生徒の「人権作文」への取り組みにより教職員が人権に関する見識を深めました。		○		
							8	15	1

課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. ワークライフバランスの実現に向けた取り組みを推進します	①市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1.育児休業等取得しやすい環境の整備	育児休業等に関する資料を配布し、取得手続や経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	人事課	・育児休業等の取得に関する通知を行うことや窓口での説明を徹底するとともに、育児休業取得者だけでなく、職場全体への意識も高めました。	○			NEW
		2.男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率の公表	配偶者の分べんのための特別休暇について周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介します。また、特別休暇取得率を広く公表します。	人事課	・配偶者の分べんのための特別休暇について、対象者29名中、28名の職員が取得しました。また、「浦安市特定事業主行動計画」において、特別休暇の取得率を公表しました。		○		
		3.時間外等勤務の縮減	毎週水曜日のノー残業デーを周知徹底し、時間外等の勤務状況を把握し、当該所属長への指導の徹底を図ります。	人事課	・定時退庁日を確保したことで、職員の活力低下の防止と公務能率の維持向上が図れました。	○			
②事業者におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発の推進	1.次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及・啓発	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法の普及に向け啓発を行います。また、国の助成制度に関する情報提供も行います。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	○			NEW	
		2.男性の育児・介護休業取得率向上に向けた普及・啓発	男性の育児・介護休業取得率向上を目指し、男性が育児・介護休業を取得しやすい職場づくりのための啓発を行います。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	○			
		3.長時間労働削減に向けた普及・啓発	男女共同参画のさらなる推進のため、事業所に向けて長時間労働削減への理解を深めるための啓発を行います。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	○			
③事業者におけるワーク・ライフ・バランスの取り組み支援	1.ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰制度の検討	他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを、企業等の表彰の審査基準に盛り込むことを検討します。	商工観光課	・平成29年度についても、優良企業表彰を実施し、優良企業賞2社、優良商店賞1社、地域貢献活性化賞1社の合計4社を表彰しました。 うち、優良企業賞を受賞した「尾頭建設株式会社」については、「業界では極めて困難で稀なワーク・ライフ・バランスへの取り組みを積極的に取り入れ、安全を第一にしながらも、迅速かつきめ細やかな対応を維持している」ことも受賞理由となっています。		○		NEW	
	2.アドバイザー派遣による支援	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援します。	商工観光課	・経営上の様々な課題に関して、適当な専門家に無料で相談できる「中小企業経営等アドバイザー派遣制度」を運用し、平成29年度については延べ17事業者にアドバイザーを派遣しました。	○				

課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
2. 就業継続に向けた保育や子育てを支援します	①男女が共に就業継続できる育児支援の充実	1.保育事業の充実	待機児童の解消を目指し、施設の整備、産休明け保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、保育ママ事業の充実を図ります。また、事業所内保育施設設置・運営支援等の情報提供を行います。	保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立認可保育所4園について、整備を進めました。(そらまめ保育園新浦安駅前:平成29年10月1日開設、風花学園、こどものじかん保育園、新浦安きらきら保育園:平成30年4月1日開設) ・あわせて、上記4園で、延長保育の充実を図りました。(平成30年4月1日現在実施園:30園) ・病児・病後児保育施設を増設しました。(順天堂大学医学部附属浦安病院【みつばちルーム】:平成30年3月1日開設) ・一時預かり事業の充実を図りました。(すまいるルーム青葉ルーム【青葉幼稚園内】平成29年10月2日開設) 	○			NEW
		2.幼稚園型認定こども園での育児支援の拡充	幼稚園型認定こども園を増やします。	保育幼稚園課	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園1園について、幼稚園型認定こども園への移行を進めました。(見明川認定こども園・平成30年4月1日開設 平成30年度幼稚園型認定こども園数:9園) 	○			
		3. 児童育成クラブ事業の充実	児童育成クラブの充実を図ります。	青少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から4年生までの児童と療育手帳等の交付を受けている特別な支援を必要とする6年生までの児童を対象に、入会要件を満たす場合において、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供し、遊び及び生活を通じてその健全な育成を図りました。 ・児童育成クラブ:17クラブ 60施設 入会児童数2,130人(H29.5.1現在) 	○			
	②家庭・地域で担う子育て支援の推進	1.地域での子育て支援	子育て家族支援者養成講座の開催、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・育児の援助を受けたい人(おねがい会員)、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)、両方とも希望をする人(どっちも会員)が、地域の中で支え合う会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援しています。平成29年度活動実績は、5,702件です。 	○			
	2.多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者の病気、出産などで休息や息抜きが必要なとき等、こどもショートステイの実施、エンゼルヘルパーの派遣事業を実施します。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、出産、看護等の理由で一時的に養育が困難となった家庭の児童や保護が必要な母子等を施設で養育・保護しました。平成29年度実績は、6世帯8名が利用、延べ118日となっています。 	○				
			こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が出産後や病気などで一時的に家事や育児ができない時で、周りからの支援が見込めない家庭に、家事や保育のお手伝いをするエンゼルヘルパーを派遣しました。 平成29年度延べ派遣件数1,091件 	○				
	3.小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校での放課後異年齢児童交流促進事業、青少年館での居場所づくり事業の充実を図ります。	青少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後異年齢児童交流促進事業では、学校施設等を利用して安全で安心な遊び場を提供するとともに、異年齢の子どもの交流や体験活動を通して、子どもたちの創造性や自主性、社会性を育みました。また、青少年館では自発的な学習やスポーツ、音楽等の体験活動を実施し、青少年の交流や仲間づくりの場を提供しました。 ○放課後異年齢児童交流促進事業 延べ利用児童数(1~6年生)104,295人 ○青少年館 利用数 52,011人 (内訳)小学生 24,556人、中学生 14,898人、高校生 8,010人、23歳未満(学生・社会人) 2,015人 その他 2,532人 	○				

課題2. ワーク・ライフ・バランスの推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
3. 職場・家庭・地域への男女の平等な参画を支援します	①女性の職業能力の開発と様々な働き方への支援の実施	1.職業能力の開発等の講座の開催	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座を開催するとともに、再就職に関する相談会を開催します。	商工観光課	・特に再就職に向けた支援が求められる子育て中の女性に支援を届けるため、千葉県ジョブサポートセンターの協力を得て、平成30年2月7日に「子育てお母さんの再就職支援セミナー」を開催しました（6名参加）。	○			NEW
		2.キャリアアップや再就職等の相談の実施・充実	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入等などの就業・労働相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施します。	商工観光課	・市内在住及び在勤者を対象として、雇用・労働に関する相談に対して専門相談員（社会保険労務士）による相談を年24回（月2回開催）実施しました。 ・キャリアコンサルタントを就労支援アドバイザーとして雇用し、地域職業相談室に週3日配置し就労相談を行いました。	○			
		3.多様な働き方に関する情報提供	パートタイム、派遣労働や、在宅ワークなどのSOHOフリーランスなど、さまざまな働き方に対する支援や労働に関する法制度の普及・啓発を行います。	商工観光課	・広報うらやす（ホームページ）へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	○			
	②仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進	1.仕事と家庭の両立に向けた講座開催	仕事と育児・介護などの家庭生活の両立に向けて仕事と家庭生活の両立に関する講座や男性が家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	公民館	・パパと子のわくわくランド（高洲） ・子育て支援講座パパママ応援（中央） ・お父さん出番ですよ「パパと一緒に休日ランチをつくりましょう」（日の出） ・お父さん出番ですよ「お父さんと子どものパン作り教室」（日の出）	○			NEW
				男女共同参画センター	・子育て・仕事・男性の家庭での役割などのテーマを取り上げ意識啓発の講座を開催しました。 ・男女共同参画センター推進講座（子育てがラクになる女性学講座） 延女性29人 ・インフォメーションカフェ（Ⅱ）（起業準備講座～想いをカタチに） 男女16人 ・インフォメーションカフェ（Ⅲ）（ファンリテーター講座） 男女18人 ・ルピナスセミナー（Ⅰ）（ハッピー子育て） 男女20人 ・ルピナスセミナー（Ⅱ） 男女 7人	○			
		2.出産準備・乳幼児の育児に関する講座	夫婦で参加する育児に関する講座を開催します。	母子保健課	・実績 妊婦実人数：344人 妊婦延人数：831人 パートナー実人数：312人 パートナー延人数：312人	○			
		3.子育てに関する情報冊子の発行	市民との協働による子育てハンドブックを作成します。	こども課	・妊娠・出産から子どもの成長段階に合わせた構成とし、出産後の各種手続きや母子保健サービスの流れ、保育園・幼稚園の入園情報のほか子育てに必要な行政情報に加え、市内施設の授乳室・おむつ替えスペースマップ、公募による子育てエピソード等を掲載しています。 配布対象は子育て中の方とし、どなたでも手に取ることができるよう配布を行いました。 平成29年度は7,000冊印刷しました。	○			
	4.介護保険制度の周知	介護をしながら就労継続ができるよう介護保険制度の周知をします。	介護保険課	・第1号被保険者となる65歳年齢到達者及び転入者等、新たに本市の第1号被保険者となる方に対し、介護保険被保険者証を送付の際に介護保険パンフレットを同封し介護保険制度の周知を図りました。 また、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターに、介護保険関係の相談者等への配布用に、介護保険のパンフレットを配布し介護保険制度の周知を図りました。	○				
	③地域での役割を担うための啓発の推進	1.地域参画を推進するイベント等の開催	地域活動を支援、推進するためのイベント等を開催します。	協働推進課	・市民活動フェスティバル2017 参加団体：42団体 来場者数：3,759人 ・まちづくり講演会 テーマ：40代からのワークライフバランス～今からはじめる地域と私のいい関係 来場者数：40人 ・若者のための夏休みボランティア2017 プログラム数：39（受け入れ団体数：27） 参加者：295人 ・つなぐプロジェクト 提案プログラム数：25団体 51プログラム 連携事業数：21件	○			
						17	7	0	

課題3. あらゆる分野に参画する機会の確保

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規		
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある			
1. 政策・方針決定過程への女性の参画を促進します	①市役所における女性活躍の推進	1.性別のかたよりのない職場環境の整備	行政事務職の女性採用試験の申込者数を40%以上にするように周知を図ります。	人事課	・平成29年度の行政職の女性採用試験の申込者数は、351人中126人であり、全体の36%でした。		○		NEW		
		2.女性が活躍できる職場環境の整備	女性職員の意欲向上のため、ロールモデルとなる先輩女性職員の事例や経験談を庁内報等で紹介します。また、女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修を行います。	人事課	・今後の庁内報等の作成に活用できるよう、ロールモデルとなる先輩女性職員からの事例や経験談を取りまとめました。また、派遣研修において、自治大学校及び千葉県自治研修センターの研修機関に、合計2名の職員を派遣しました。		○				
		3.各役職段階の職員の女性割合の把握・公表	係長級以上の女性職員の割合を把握・公表します。	人事課	・係長級以上の女性職員の割合を把握し、「浦安市特定事業主行動計画」において、係長級以上の女性職員の割合を公表しました。		○				
	②事業者における女性活躍の促進	1.女性活躍やポジティブ・アクションに関する普及・啓発	ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。また、市内で女性活躍に積極的な事業者等の情報収集・発信に努めます。	商工観光課	・広報うらす（ホームページ）へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。 ・優良企業表彰を実施し、優良企業賞2社、優良商店賞1社、地域貢献活性化賞1社の合計4社を表彰しました。		○		NEW		
		2.地域活動における男女共同参画の取り組みを支援します	①地域活動における男女共同参画の促進	1.地域活動への参加促進	あらゆるひとが、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促します。	地域振興課	・転入手続き時に自治会案内のチラシの配布。自治会連合会では広報紙「うみかぜ」の発行（ポスティングにより全戸配布）やホームページを活用し、自治会活動をPR、加入に向けての活動を展開しています。 この他、自治会に対して補助金を交付し、活発な活動を支援することで、新たな会員獲得を促しています。			○	
					協働推進課	・市民活動センターの利用を承認されている市民活動団体の代表、会員数については、男女問わず市民活動センターホームページ等にて公表しています。		○			
3. 審議会等における委員構成の男女比の適正化を図ります	①審議会等における女性委員割合の向上	1.委員の女性割合の向上	審議会等への女性の参画を促し、女性委員割合の向上を図ります。	協働推進課	・委員総数786名中、女性委員は269名（34.2%） ・公募委員数40名中、女性委員は20名（50%） ・審議会等総数52団体中、女性委員を含む審議会は47団体（90.4%）		○				
		2.公募による委員登用の拡大	審議会等への市民参加を促し、公募委員の登用を拡大します。	協働推進課	・委員総数786名中、公募委員40名（5.1%） ・審議会等総数52団体中、公募を含む審議会10団体（19.2%）			○			
						3	4	1			

課題4. 防災における男女共同参画の推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制を確立します	①男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	1.男女共同参画センターによる防災情報の提供	男女共同参画センターが発行する情報紙において特集記事を組み、災害発生等緊急時の対応や行動マニュアル等についての情報を発信します。	男女共同参画センター	・年2回発行の「うらやすP-Life 男女共同参画ニュース平成28年9月号にうらやすP-Life男女共同参画ニュースvol.16号で防災について特集しました。 「うらやすP-Life男女共同参画ニュース」vol.16号 特集 今防災に必要なこと 女性の視点が命を守り、防災を変える！ 29年度は防災に関しての情報発信は行いませんでした。	○			NEW
		2.地域防災計画の見直し	男女共同参画の視点を踏まえ、地域防災計画を見直します。	防災課	・平成27年度の地域防災計画(風水害編・大規模事故編)の改定にあたり、平成25年5月に内閣府男女共同参画局が発表した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」等を参考に作成しました。	○			
		3.自主防災組織への支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	防災課	・平成24年度から自主防災組織間の連絡調整・情報共有を目的として、自主防災組織連絡協議会が設立され、当該、協議会の総会・部会等において、男女の参加による意見交換が行われました。	○			
		4.女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	消防本部 総務課	・新規事業として、保育園・幼稚園への防火指導、火災予防運動中の広報活動を実施しました。 ・年2回ミニコミ紙へ掲載している入団促進用の記事内容については、女性団員が打ち合わせから参加し、女性視点の様々なアイデアの元掲載しました。 ・第22回全国女性消防団員活性化広島大会が広島県広島市で開催し、全国より約3,000人の女性団員が集う中、本市女性団員17名が参加し、日頃の消防団活動や取組等についての発表が行われました。(平成29年11月16日～17日)	○			
	②男女が共に防災に参画するための啓発の促進	1.大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	防災課	・各自主防災組織が実施する訓練等の取り組みの中で、要望に応じ、危機管理監や防災課職員による講話を行った。講話では、日中の震災等で、若い男性が不在の場合が想定され、女性や高齢者による初期消火や避難誘導等の対応が必要になる旨、説明をするとともに、訓練等にも女性も積極的に参加してほしい旨説明を行いました。	○			
		2.防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制強化のため、職員研修を実施します。	防災課	・首都直下地震等が発生した場合の初動期における災害対策本部の各対策部職員及び地域住民の対応力向上を図ることを目的に、平成30年1月27日(土)に平成29年度浦安市実践型訓練を総括対策部等の男女310名の参加により実施しました。	○			

課題4. 防災における男女共同参画の推進

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
2. あらゆる人に配慮した防災体制を確立します	①あらゆる人に配慮した防災体制の整備	1.きめ細やかな広報活動の推進	防災情報や災害発生等緊急時における情報発信について、誰もが情報を受け取れるよう、きめ細やかな広報活動を推進します。	広聴広報課	・広報うらやす(日本語版・英語版・声の広報)、行政番組「こちら浦安情報局」、市ホームページ、重要なお知らせメールサービス、ツイッターなどさまざまな媒体を通じて情報を発信しました。	○			
		2.災害時の外国人住民への支援の促進	災害時における外国人住民を支援するためのボランティアを養成するための講座を開催します。	地域振興課	・浦安市国際交流協会との共催により、災害時への備えの充実を図るため、災害時に外国人市民を支援するためのボランティアを養成する講座を開催しました。 ・講座名：災害時外国人サポーター養成講座 ・日時：平成30年2月17日(土)及び2月24日(土) ・場所：市庁舎10階協働会議室 ・受講者：延べ59人	○			
		3.支援が必要な高齢者・障がい者の把握	災害発生等緊急時において、支援が必要な人を把握します。	介護保険課	・災害時に支援が必要な人を把握するために、介護保険課、障がい福祉課、高齢者福祉課の3課で登録した情報をとりまとめ、災害時要援護者名簿を作成しています 災害時要援護者名簿は年1回(12月頃)、民生委員や地域の自主防災組織へ提供しています。平成29年度の登録者数は次のとおりです。 要介護3～5:477人、視覚障害、肢体不自由下肢・体幹、運動機能障害(移動・四肢)のいずれか1・2級:347人、要介護1・2:605人、上記以外の身体障害者手帳1・2級:519人、療育手帳○A及びA:137人、精神障害者保健福祉手帳1級:50人、65歳以上高齢者のみの世帯:204人、合計2,339人	○			
				障がい福祉課	・災害時に支援が必要な人を把握するために、介護保険課、障がい福祉課、高齢者福祉課の3課で登録した情報をとりまとめ、災害時要援護者名簿を作成しています 災害時要援護者名簿は年1回(12月頃)、民生委員や地域の自主防災組織へ提供しています。平成29年度の登録者数は次のとおりです。 要介護3～5:477人、視覚障害、肢体不自由下肢・体幹、運動機能障害(移動・四肢)のいずれか1・2級:347人、要介護1・2:605人、上記以外の身体障害者手帳1・2級:519人、療育手帳○A及びA:137人、精神障害者保健福祉手帳1級:50人、65歳以上高齢者のみの世帯:204人、合計2,339人 また介護保険課と障がい福祉課の2課で緊急地震速報と市からの緊急放送を自宅で受信できる端末機の貸与と情報発信料の助成を行っております。現在端末は生産を終了しており、新規受付をしておりませんが、障がい福祉課において平成29年度末では84台の貸与を行っております。	○			
				高齢者福祉課	・災害時に支援が必要な人を把握するために、介護保険課、障がい福祉課、高齢者福祉課の3課で登録した情報をとりまとめ、災害時要援護者名簿を作成しています 災害時要援護者名簿は年1回(12月頃)、民生委員や地域の自主防災組織へ提供しています。平成29年度の登録者数は次のとおりです。 要介護3～5:477人、視覚障害、肢体不自由下肢・体幹、運動機能障害(移動・四肢)のいずれか1・2級:347人、要介護1・2:605人、上記以外の身体障害者手帳1・2級:519人、療育手帳○A及びA:137人、精神障害者保健福祉手帳1級:50人、65歳以上高齢者のみの世帯:204人、合計2,339人	○			
						7	4	0	

課題5. 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 在住・在勤外国人が安心できる環境を整備します	①外国人のための生活情報の提供	1.外国語による情報発信の推進	広報紙及びホームページ等、外国語での情報を発信します。	広聴広報課	・毎月一回英字広報「City News うらやす」を発行し、各公共施設で配布したほか、日刊英字紙への折り込みをしました。 ・市ホームページを多言語翻訳機能による発信を行いました。 (英語・中国語・韓国語・タガログ語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・ポルトガル語)	○			
		2.外国人相談窓口の充実	外国語で対応できる相談を実施し、女性の相談に関しては、「女性のための相談」と連携を図ります。	地域振興課	・外国人にも住みやすいまちづくりを推進するため、外国人市民に対し、外国人相談アドバイザーが生活情報の提供や生活上の問題点等の相談を受けました。 ・相談は7ヶ国語(英語、中国語、フランス語、ポーランド語、ロシア語、スペイン語、日本語)で対応しました。 ・年間相談対応件数は629件でした。	○			
	②多文化への理解を深めるための事業の実施	1.国際交流の推進	国際センターを拠点として、国際交流を推進します。	地域振興課	・研修室等の使用管理、国際理解・交流に関する情報提供、国際交流・協力フェスティバルの事務局運営、その他自主事業等を行いました。 ・平成29年度の総来館者数は35,463人でした。	○			
		2.国際社会理解講座の開催	多文化への理解を深めるため、市民に対して講座を開催します。	地域振興課	・浦安在住外国人会との共催により、市民の国際理解を深めるため、外国で生活経験があり、世界を舞台に活躍されている方を講師に迎え、英語による講演会を開催しました。 ・講座名: 英語による講演会「Our World Today」 ・日時: 平成30年3月3日(土) ・場所: 国際センター ・来場者: 35人	○			
		公民館	・イタリア文化講座(当代島) ・イタリア文化講座Ⅱ(当代島)	○					
		市民中学校	・平成29年度開講講座の1つとして「世界との出会い We are with youーグローバルな視点に根ざしたうらやすづくりに向けてー」(全20回・各回90分)を実施しました。世界において広く活動されている方々を講師として招き、「協働」の観点から世界の文化との出会いの実像や意味などについて学ぶ様々な授業を展開しました。 講座実施期間: 平成29年5月26日(金)～同30年3月23日(金) 受講生数: 64名(定員40名) 満足度: 98.1%(全20回のアンケート結果平均値)	○					
2. 若者の社会参画と自立を支援します	①若者へのキャリア形成の支援	1.若年層の就職状況の把握	アンケート調査や就職相談、セミナー等を通じて、若年層の就職状況を調査します。	商工観光課	・NPO法人「ニュースタート事務局」への委託により「いちかわ・うらやす若者サポートステーション」のサテライトを「浦安地域職業相談室」に開設しました(月4回の開催) ・市川公共職業安定所、船橋公共職業安定所、市川市、浦安商工会議所、市川商工会議所との共催により、10月3日に浦安市民プラザ大ホールにて「うらやす若者就職面接会」を開催しました。	○			

課題5. 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
3.ひとり親家庭の社会参画と生活を支援します	①自立のための生活支援の充実	1.ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当支給事業 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(政令で定める障がいがある場合は、20歳未満まで)を養育している父または母、もしくは養育者(父母に代わって児童を養育している方)に児童扶養手当を支給しました。【H29年度末 受給資格者数 1,017名】 ・ひとり親家庭住宅手当支給事業 20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭等の世帯主で、賃貸住宅にお住まいの方(月額1万円を超える家賃を払っている方)に住宅手当を支給しました。【H29年度末 受給者数 486名】 ・交通遺児手当支給事業 交通事故により、ひとり親(重度の障がい者を含む)となった中学校修了前の児童を養育している方に交通遺児手当を支給しました。【H29年度末 受給者数 3名】 ・ひとり親家庭等医療費等助成事業 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(政令で定める障がいがある場合は、20歳未満まで)を養育している父または母、もしくは養育者(父母に代わって児童を養育している方)に医療費を助成しました。【H29年度末 受給資格者数 1,074名】 	○			
		2.ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	こども家庭支援センター	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活等の相談に応じるとともに、自立に必要な指導・助言を行いました。 平成29年度延べ相談件数2,487件	○			
	②社会参画のための就労支援の推進	1.ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	こども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の自立促進のため、パソコン教室や就労支援講座を開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながら、個別に自立支援プログラムを策定しました。 平成29年度教室・講座延べ参加者数134人 自立支援プログラム申請者1人 	○			
4. 高齢者や障がい者の社会参画と生活を支援します	①高齢者支援事業の推進	1.高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	高齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用情勢が改善するとともに、65歳までに雇用延長が義務付けられたことから高齢者を積極的に雇用する企業が増えたことにより、全国的に会員数が伸び悩んでおり、本市でも、平成29年度の正会員数は390名で、前年比9名の減少となっております。 	○			
		2.高齢者に関わる相談の実施	高齢者の介護に関して、専門家による相談を実施します。	猫実地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等専門職による相談を受け付けました。 ・介護保険その他保健福祉サービスに関すること(8,471件) ・権利擁護(成年後見制度等)に関すること(216件) ・高齢者虐待に関すること(682件) ・合計9,369件 	○			
	②障がい者支援事業の推進	1.障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	障がい事業課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労・雇用が円滑に行われることを目的に、障がい者就労支援センターの運営を委託しました。 障がい者の就労相談、就労準備訓練の実施、職業評価を行うための職業センターへの同行、ハローワークへの登録のための同行、職場開拓、離職者支援、就職面接への同行、職場定着支援などを行いました。 	○			
		2.障がい者に関わる相談の実施	窓口や電話等において、障がい者に関わる相談を実施します。	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・各障害者手帳や手当、障がい福祉サービス等に関する様々な申請・届出及び相談等については、手帳の取得の相談や手帳交付時における各種障がい福祉サービス等の説明とサービスが利用の仕方の相談など、多岐にわたっている。 ・平成30年3月末現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳は3,013人で前年度より58人増、療育手帳は763人で30人増、精神障害者保健福祉手帳は934人で84人増となっており、障害者手帳所持者数の増加に伴って相談件数が年々増加傾向にあるだけでなく、相談内容も家庭の問題など複雑な課題が多くなっている。 	○			NEW

課題5. 男女が共に安心して暮らせる環境の整備

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
		3.障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実に努めます。	保育 幼稚園課	・市立幼稚園・認定こども園14園で、支援が必要な園児84名に対して、32名の補助教員、8名の支援員を配置し、教育の充実に努めました。 公設公営保育園7園で、支援が必要な園児35名に対して、24名の加配保育士を配置し保育の充実に努めました。		○		
				指導課	・小学校の特別支援学級は、平成27年度に入船小学校に開設したことにより、全17校中11校の設置となりました。平成32年度には、小学校1校に開設予定です。 ・中学校の特別支援学級は、平成28年度に富岡中学校、平成29年度に堀江中学校に開設し、市立全中学校への設置が完了しました。		○		
		4.障がい児に関わる相談の実施	電話や面談で特別支援に関わる相談を実施します。	指導課	・個別相談と訪問相談の両方を実施したケースは217件ありました。保護者の思いを聞き取り、園・学校の参観を行うことで子どもの実態を共有するとともに、困っていることについては、園・学校と一緒に話し合いを行い、保護者・園・学校・まなびサポートで連携を図ることができました。		○		NEW
						9	8	0	

課題6. 性への理解と生涯を通じた健康の支援

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 互いの性を尊重する意識づくりに取り組みます	①互いの性への理解促進	1.性差医療の情報収集・提供	女性外来等性差医療の情報収集・提供を行います。	男女共同参画センター	・9年度は67冊の図書を購入し、健康関連図書を2冊購入しました。 現在、健康分野22冊、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ分野は13冊の蔵書があり、市民への貸し出しや、その他関連資料の閲覧を行いました。		○		
		2.リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及・啓発	性の自己決定等リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及に向け啓発を行います。	男女共同参画センター	・年代別の女性のホルモンサイクルと健康課題、年代別の不調の改善法と治療について、また健康とキャリアを充実させるためのワークライフバランスについて講座を開催しました。 インフォメーションカフェ(I)(オトナ女子の美と健康セミナー)17人(女性)が参加しました。		○		
	②多様な性への理解促進	1.性的少数者への理解促進	性同一性障がい等性的少数者への理解を促進する情報提供等を行います。	男女共同参画センター	・図書の購入や新聞記事等のクリッピングなどによる情報提供を行いました。 また、男女共同参画センター映画会で「パレードへようこそ」(イギリスで実際にあった炭鉱労働者たちのストライキと同性愛者たちの友情の映画・参加者44名)を市民への理解を深めてもらうため上映しました。		○		
2. 生涯にわたる健康づくりを支援します	①健康づくりへの支援	1.健康診断受診等の促進	女性の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	健康増進課	・男女問わず受診対象者全員に個別通知にて健康診断受診券を送付しました。年度の途中には、未受診者に対し、受診勧奨の為の通知を送付しました。 ・特定健康診査受診結果で、保健指導の対象者となった方には特定保健指導を行っています。		○		
		2.女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮がんに関する周知、検診受診の促進をします。	健康増進課	・子宮がん検診は、個別検診を7医療機関で実施しました。 ・年度末年齢25歳の子宮がん検診受診率が低かったため、受診再勧奨通知を送付しました。また、年度末年齢40歳の方に、乳がん検診、子宮がん検診の再勧奨通知を送付しました。 ・乳がん検診マンモグラフィ検査は健康センターで集団検診を年間82日(平日70日、土曜日12日)実施しました。 ・乳がん検診超音波検査は健康センターで集団検診を年間23日(平日17日、土・日曜6日)実施しました。 ※平成28年以降受診率算出方法の分母が変わったため、数値の比較ができません。		○		
		3.更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	健康増進課	・平成30年2月17日に、「女性のための元氣アップセミナー ～ロコモティブシンドロームについて～」というテーマのもと、同日に2回(午前の回・午後の回)実施しました。 ・対象者は、健康増進課で実施している「骨の健康チェック」参加者のうち、骨密度測定の結果骨量減少が見られる20代～50代の女性で、募集人数は各回30名です。 。教室の内容は、「ロコモティブシンドロームについての講義」「ロコモ度チェック」「身体測定」「ロコモーショントレーニングの実施」です。 ・教室の参加者数は、午前18名(申込20名)、午後8名(申込8名)となりました。 ・教室終了約4か月後に、教室参加後の生活の変化についてのアンケートを実施しました。		○		

課題6. 性への理解と生涯を通じた健康の支援

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
		4.メンタルヘルスサポートの推進	うつ病予防等、メンタルヘルスに関する事業を推進します。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策に係る施策の検討や実施に当たり関係機関との連絡・調整等を行うため、『浦安市いのちとこころの支援対策協議会』を設置しており、庁内・外委員で構成される協議会・実務者会議を実施しました。(協議会:6/7、11/6、2/7 実務者会議:6/29、10/24) ・平成29年9月4日に国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦氏による『生きづらさを抱える人たちへの支援』について浦安市民を支援する方を対象に講演会を開催し、69名が参加しました。 ・平成30年1月19日に聖マリアンナ病院の田口学氏による、市民対象ゲートキーパー養成講座を行い、62名が参加しました。(平成23年度からの累計:実施回数28回、受講者数816名(内庁内447名)) ・普及啓発事業については、浦安市総合防災訓練にて『いのちとこころの支援ブース』を設け、誰でもゲートキーパー手帳(歯ブラシ付き)633個、歯ブラシのみ367個、パンフレット「防災時の心の持ち方10か条」100枚配布等を行いました。 		○		
②妊婦や乳幼児の保護に関する取り組みの充実	1.妊娠・出産に関わる相談の実施	専門家による妊娠・出産に関わる相談を実施します。	母子保健課	母子健康手帳交付数 1,426冊 追加交付19冊 父子健康手帳交付数 1,445冊 1回目ケアプラン作成者 1,125件	○				
	2.妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	母子保健課	実績 平成29年度 初妊婦:58人 経産婦:5人 パートナー:2名 その他:11名 延べ人数:78人	○				
	3.新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します	母子保健課	事業実績 妊産婦訪問1,198件、新生児訪問1,202件、平成29年度の出生数は1,344人。夫の育児参加について、訪問指導員を対象に研修会を実施しました。	○				
	4.育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	母子保健課	1) 育児相談 年24回 参加人数 実人数651人 延べ1,821人 2) 離乳食クラス 年12回対 象者数 1,375人 参加者合計 767人 参加率 55.8%(第1子参加率 77%)例年通り実施しました。	○				
						4	4	3	

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 女性の暴力根絶に向けた取り組みを強化します	①DVに対する正しい理解の促進	1.DVに対する啓発の実施	DVに対する正しい理解の促進、相談の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、様々な機会を通じて、周知します。	男女共同参画センター	・DV被害者に必要に応じて「DV被害者支援冊子」を配布しました。 また、市内公共施設に定期的に啓発用のDV相談支援カード、デートDV支援カード、DV関係のリーフレット等を配布し市民へ啓発を行いました。	○			
		2.二次被害防止等に関する職員、支援者向け研修の実施	DV被害者の対応等に関して、職員、支援者向け研修を実施します。	男女共同参画センター	・DVについて理解すると共に、DV被害者に対するサポート・支援について考えるため、職員研修を実施しました。 「DV対策推進のための職員研修会」 ・テーマ DVとは～正しい理解とDV被害者への適切な対応について 対象・各課1名 48名	○			
		3.加害者更生に関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供をします。	男女共同参画センター	・29年度はDV関係の図書を15冊購入し、クリッピング等による新聞記事の情報収集、提供を行いました。 民間のNPO等で実施している加害者更生の講座等を情報提供しました。	○			
		4.デートDVに対する啓発の実施	中・高校生向けのデートDVに対する正しい理解の促進を目指す冊子等を作成し啓発します。	男女共同参画センター	・DV相談支援カード(2種類)を啓発のため市役所、市内公共施設、商業施設の女性用トイレに設置しました。 DV相談支援カード ひとりで悩んでいませんか 2,000部 それってデートDVかも 2,000部	○			
		5.デートDVの防止に関する教職員向け研修の実施	デートDVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	指導課	・平成29年度学校人権教育研修会において、ダイバーン代表飯田亮瑠氏(いじめ防止・デートDVプログラムファシリテーター)を講師に招き、「LGBTの子どもへの支援」をテーマに講演いただきました。	○			
	②相談の実施	1.相談・カウンセリングの実施	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	男女共同参画センター	・女性が抱える様々な問題を相談者自ら解決できるように「女性のための相談」「女性のための法律相談」を行っています。 ・「女性のための相談」は月14日、このうち5日は夜の相談で、相談時間は1回50分間、継続しての相談も可能です。 ・法律相談は月2回、相談時間は原則1回、40分間の相談となります。 ・「女性のための相談」・・・平成29年度年間207人の利用がありました。 ・「女性のための法律相談」・・・平成29年度年間61人が利用しました。 ・目標値の調査を行いませんでした。	○			
		2.母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	こども家庭支援センター	・母子・父子自立支援員兼婦人相談員が、母子・寡婦の生活一般の相談に応ずるとともに、自立に必要な指導や助言を行いました。 また、配偶者からのDV相談については、二次被害に配慮しながら十分な聞き取りを行い、安全確保への助言指導を行いました。 平成29年度延べ相談件数892件	○			
		3.相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	こども家庭支援センター	・母子・父子自立支援員兼婦人相談員が、配偶者からのDV相談を受けた際は、二次被害に配慮しながら十分な聞き取りを行い、安全確保への助言指導を行いました。 保護が必要なケースは県の女性サポートセンター、民間シェルターや母子生活支援施設などと連携をとり、自立に向けた指導・助言を行いました。 また浦安警察署や県婦人相談所、市男女共同参画センターなどと連携をとって対応しました。 平成29年度述べ相談件数331件。	○			
				男女共同参画センター	・「女性のための相談」は29年度207人の方の利用があり、相談内容、必要に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。特にDVや虐待に関する相談については、被害者と子どもの安全を守るために、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行いました。	○			
		4.男性のための相談の検討	男性のための相談窓口の設置を検討します。	男女共同参画センター	・男性のための相談窓口の設置について、近隣市の実施状況について調査を行いました。また、男女共同参画推進会議の際に「男性の相談窓口の設置」について意見を伺い検討課題としました。	○			

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価		改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	
③DV被害者に対する救済支援	1.緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	男女共同参画センター	男女共同参画センター	・緊急避難が必要なDV被害者に対して、避難の際の関係機関との調整・手続等、安全確保のための支援をおこないました。	○		
	2.緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	男女共同参画センター	男女共同参画センター	・29年度はDV被害者が緊急避難する際の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等のを助成対象者はいませんでした。	○		
	3.住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	市民課	市民課	○29年度実施件数 112件 (男性10件・女性102件) ・新規33件 ・継続79件 ○相談機関内訳 ・男女共同参画センター 26件 ・こども家庭支援センター 29件 ・警察署 54件 ・その他相談機関 3件	○		
	4.関連機関との連携	DVの防止強化、被害者救済に関して、関係機関との連携を強化します。	男女共同参画センター	男女共同参画センター	・平成29年度のDV相談者は207人で、相談内容、必要に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携しました。また、庁内連携する際には支援先に電話し、窓口職員が付き添いました。	○		
	④DV被害者に対する自立支援の強化・拡充	1.DV被害者に対する情報提供	DV被害者に対して、自立に向けた各種情報を提供します。	男女共同参画センター	男女共同参画センター	・DV被害者へ庁内各課・関係機関から・必要な情報等を提供できるようリーフレットやチラシ等の充実をはかり、また、相談時に相談員から情報提供を併せて行いました。	○	
	2.DV被害の支援者(アドボゲーター)への助成	同行支援等を行うDV被害の支援者(アドボゲーター)への助成をします。	男女共同参画センター	男女共同参画センター	・同行支援等を行うDV被害の支援者(アドボゲーター)の利用はありませんでした。	○		
	3.民間ステップハウス入所時における助成	民間ステップハウス入所時における相談料を助成します。	男女共同参画センター	男女共同参画センター	・民間ステップハウスへの入所時における相談料の助成はありませんでした。	○		
	4.民間ステップハウスへの支援	民間ステップハウスの運営を支援します。	男女共同参画センター	男女共同参画センター	・「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」第二十六条により、負担金として民間団体の運営に対し支援を行いました。 民間ステップハウス運営負担金 2団体	○		
	5.生活保護に関する相談・支援	生活を保障し自立を支援します。	社会福祉課	社会福祉課	・配偶者や内縁関係にある者からの暴力(DV)を受けている方からの相談、申請につきまして、年齢、性別を問わず対応し、必要に応じて関係機関に繋げました。 また、生活保護の申請に至らない場合においても、必要に応じて関係機関への紹介、連携を図り、安全・安心が確保された生活の実現に向けた支援を行っています。	○		
	6.市営住宅に関する相談・支援	市営住宅入居のための相談・支援をします。	住宅課	住宅課	・窓口・電話で市営住宅入居について問い合わせがあった際に、DV被害者として配慮される内容などを説明し、住宅に関して相談に乗っています。	○		

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
2. セクシュアル・ハラスメント/パワー・ハラスメントの防止対策を強化します	①市役所におけるセクハラ/パワハラ防止対策の強化	1.市職員のための相談の実施	職員の中から「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	人事課	・相談員が、ハラスメントで悩んでいるものから相談を受け、早期解決や未然防止につなげることで、職員相互が対等な関係で快適に働くことのできる職場環境を維持しています。	○			
		2.セクハラ/パワハラ防止のための職員研修の実施	セクハラ/パワハラ防止対策についての職員研修を実施します。	人事課	・管理職を対象に、所属における長(管理者)の役割やラインケアの基礎知識を理解し、職員のメンタル不調を未然に防ぐことを目的としたラインケア研修を実施しました。	○			
	②事業者におけるセクハラ/パワハラ防止対策の推進	1.事業者へのセクハラ/パワハラ防止対策の推進	事業者に向けて、セクハラ/パワハラ防止対策についての啓発冊子等を配布します。	商工観光課	・広報うらやす(ホームページ)へ必要情報を随時掲載するとともに、関係機関パンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法を通じて啓発と情報提供を行いました。	○			
		③教育の場におけるセクハラ/パワハラ防止対策の充実	1.教職員のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	学務課	・全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、教職員に周知しています。 平成29年度、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置している学校は、小学校17校、中学校9校です。設置していない学校はありません。	○		
			2.児童・生徒のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	学務課	・全ての小中学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施しています。平成29年度、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置している学校は、小学校17校、中学校9校で、すべての学校に設置されています。「教育相談箱」を設置している学校は、小学校16校、中学校7校です。 平成29年度のアンケート結果から、容姿を話題にされるなどセクハラと思われるような言動については、中学校女子から4件報告されています。	○		
	3.セクハラ/パワハラ防止のための教職員研修の実施	セクハラ/パワハラ防止対策についての教職員研修を実施します。	学務課	・全ての学校において不祥事根絶の研修会を実施しています。 また、県教育委員会等からの通知やパンフレット等を職員に配布し、それをもとに職員への指導・周知を行い、セクハラやパワハラ防止の啓発を図っています。	○				
3. 子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取り組みを強化します	1.虐待防止に向けた広報・啓発活動の推進	1.虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	こども家庭支援センター	・児童虐待相談受付件数 264件	○			
				障がい事業課	・非常勤職員を配置し「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、障がい者虐待の通報・届出、障がい者差別に関する相談があった際に対応を行いました。 ・障がい者虐待についての通報・届出件数は42件ありました。 ・障がい者差別についての相談は18件ありました。	○			
				猫実地域包括支援センター	・高齢者虐待対応件数 養護者による虐待 通報・相談 45件 (うち虐待と認定したケース 14件)	○			

課題7. 人権の擁護・救済のための取り組みの強化

【重点課題】

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
		2.虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 虐待ホットラインカード・PR用チラシの配布 児童虐待防止推進月間における啓発活動 駅前・市主催事業(市民まつり等)におけるオレンジリボンキャンペーン、児童虐待防止推進キャンペーンの実施。 児童虐待防止に関する研修の実施 パパ・ママクラスの開催 		○		
				子ども課	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉週間(5月5日～11日)に合わせ、子どもに児童虐待について知る機会を設け、自ら不安や悩みを打ち明けることができるよう、小中学校の新入学生を対象に子ども版リーフレットを平成24年度から配付しています。 平成29年度も同様に配布し、平成30年度の部名変更に伴い、リーフレットの修正・印刷をしました。 	○			
				障がい事業課	<ul style="list-style-type: none"> 条例の周知の機会の1つとして、11月11日(土)に新浦安駅前広場で「第3回障がいのある人もない人も！かがやくまち うらやす」を開催しました。通りがかりの多くの人の参加を促すことができました。 条例について内容を盛り込んでいる「うらやすこころのバリアフリーハンドブック」を市内小学校4年生の福祉体験教室を中心に、各種イベントや講演会等で約3,150部配布しました。 		○		
				猫実地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する高齢者虐待に関する普及啓発 講座・研修会・イベントにて、パンフレットやチラシの配布 行政職員と地域包括支援センター職員を対象とした高齢者・障がい者権利擁護に関する研修 	○			
	②虐待防止に向けた相談・救済体制の整備	1.虐待等に関する担当課、関係機関との連携	問題解決のため、担当課、関係機関との連携を進めます。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の抱えているさまざまな問題を考慮しながら、庁内関係部署や関係機関と情報を共有し、相談者の問題解決ため連携を行いました。 		○		
						20	14	0	

課題8. 推進体制の強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂新規
						十分達成している	ほぼ達成しているが一部課題が残る	改善を要する点がある	
1. 男女共同参画社会の実現に向け推進体制を強化します	①男女共同参画推進会議の運営	1.男女共同参画推進会議の開催	有識者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、事業調査の報告や諮問、答申等を行います。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・29年度は男女共同参画推進会議を2回開催しました。 第1回(平成29年10月13日) ・浦安市男女共同参画に向けた取り組みと男女共同参画推進会議について ・勉強会 男女共同参画について 講師 矢口悦子氏。 第2回(平成30年2月20日) ・男女共同参画センターの事業報告 ・男性のための相談窓口の設置について 各委員から議題についてのご意見をいただきました。 	○			
	②庁内推進体制の強化	1.男女共同参画庁内推進会議の開催	各部の次長で構成される男女共同参画庁内推進会議を設置し、事業調査の報告、課題についての検討等を行います。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画庁内推進会議の開催はありませんでした。 	—	—	—	
						2.講座の企画・準備・実施における庁内連携	公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センター共同事業として「子育てがラクになる女性学講座」を実施した(中央) ・女性セミナー開催時に講師情報の提供を受けた(高洲) 	○
		中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターより不要となった雑誌「婦人公論」を譲り受け、図書館の蔵書として活用しました。 ・男女共同参画センターのパンフレットを中央図書館でも設置、配布しています。 	○					
		市民大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシの配架等、双方の講座の広報について協力して実施しました。 また、講座内容を検討する際に、「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」を参考資料としました。 				○		
		男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館と共催で「女性学講座」(全3回)を開催しました。また、公民館等の担当者と講師や講座についての情報交換を行い講座の充実を図りました。 	○					
	③男女共同参画センターの機能強化	1.先進事例の調査・研究	男女共同参画推進に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県男女共同参画に関係する会議や、センター会議等に出席し、センター機能の充実や、各センターの事例について近隣市と情報交換等を行いました 	○			
						2.男女共同参画推進の拠点としての管理・運営	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画センターが開催する講演会、イベント等に、センターの案内等を配布しました。 また、市役所内でのパンフレットの設置や、各ガイドブックでの情報提供等も行いました。 講座、講演会等の参加者アンケートを実施しセンターの認知度について、市民への周知について現状確認を行いました。 	○
		3.市民との交流の場づくり	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内に交流スペースを設け、学習・交流の場を提供しました。 	○				
		4.男女共同参画推進へのネットワークづくり	男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> ・団体数が少なく、団体同士の連携強化はできませんでした。近隣市においては会議等の出席の際に担当者との情報交換等を通じ連携を図りました。 			○		

課題8. 推進体制の強化

施策の方向	基本事業	具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署	実施結果	担当課評価			改訂 新規
						十分達成 している	ほぼ達成 しているが 一部課題 が残る	改善を要 する点 がある	
2. 男女共同参画に関する調査・研究を行います	①プラン改訂時における男女共同参画に関する意識実態調査の実施	1.市民を対象とした調査の実施	市民を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター	・男女共同参画に関する市民意識調査は、「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」策定の基礎資料を得ることを目的に実施したため、29年度は調査を実施しませんでした。	—	—	—	
		2.職員を対象とした調査の実施	職員を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター	・男女共同参画に関する職員意識調査は、「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」策定の基礎資料を得ることを目的に実施したため、29年度は調査を実施しませんでした。	—	—	—	
		3.市内事業所を対象とした調査の実施	事業所を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	男女共同参画センター	・男女共同参画に関する事業所調査は、「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」策定の基礎資料を得ることを目的に実施したため、29年度は調査を実施しませんでした。	—	—	—	
	②ジェンダー統計の収集・提供	1.ジェンダー統計の収集・提供	市内、国内外のジェンダー統計を収集し提供します。	男女共同参画センター	・国・県・研究機関等や各種団体が発行した冊子や情報誌の収集を行い、情報提供を行いました。		○		
	③男女共同参画条例の調査・研究	1.男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究をします。	男女共同参画センター	・男女共同参画条例について、他市の状況等について情報収集を行いました。 また、男女共同参画についての認知度を高めるため、講座やセミナー等を実施しました。		○		
	3.課題解決に向けた計画の進行管理を強化します	①計画の進行管理の強化	1.計画の進行管理	市が実施する関連事業の進捗状況調査を実施し、着実に事業の執行に向け進行管理を行います。	男女共同参画センター	・平成29年3月に「改訂第2次うらやす男女共同参画」が策定され男女共同参画社会の実現に向け総合的・計画的施策を推進していくために、各課が取り組む121事業の進捗状況を把握するために、庁内基本事業調査を実施しました。29年度における各課取り組み状況調査実施（H30.5.29～H30.6.25）		○	
						2	8	2	

Ⅲ. 調査票記載例

施策の方向
1

女性への暴力根絶に向けた取り組みを強化します

記載例

基本事業②相談の実施

課題 7

具体的な取り組み	取り組みの内容	担当部署
1.相談・カウンセリングの実施	専門家による「女性の相談」を実施します。	男女共同参画センター
予算計上事業名 (細事業名)	女性のための相談事業	当初予算額 決算額
指標	男女共同参画センター（ハラスメント）相談事業の認知度	
目標値 (%)	平成 27 年度 プラン策定時 32.6%	平成 29 年 3 月末現在 70 %
<取り組みの評価> ※該当するところに☑	<input type="checkbox"/> 十分達成している <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ達成しているが一部課題が残る <input type="checkbox"/> 改善を要する点がある	
実施結果	上記「取組の内容」欄に記載されている事業について、29 年度中に取り組んだ事業結果を記載してください。また、「改訂第 2 次プラン」において目標値を設置している事業は、29 年度結果について記載してください。	
<男女共同参画の視点からの全体評価> 実施できた「○」実施できていない「×」 該当しない「-」		
1. 事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見を聞き、男女の視点が内容に盛り込まれるようにしたか		
2. 男女ともに参加しやすい内容となっているか		
3. イラストや写真等を使用する際に性別役割分担を助長しないよう配慮したか		
4. 男女が共に参加できる事業に対して、申込者あるいは参加者の性別の偏りはなかったか		
5. 事業に参加者数など男女別に統計を出しているか		
6. 「男だから」「女だから」という固定的な性別役割分担を助長する内容にならないよう配慮したか		
7. ワーク・ライフ・バランスを啓発・推進することができたか		
改善点等	<改善した点> <課題・今後の改善点>	

取り組み内容の予算を計上している細事業名を記載してください。細事業が複数になる場合は、全て記載してください

予算を計上している場合はその当初予算及び決算額を記載してください。

該当するものに☑してください。

上記「取組の内容」欄に記載されている事業について、29 年度中に取り組んだ事業結果を記載してください。また、「改訂第 2 次プラン」において目標値を設置している事業は、29 年度結果について記載してください。

上記取組内容の記載事業について次年度以降の課題や改善した点等を記入してください。

目標値

別紙 2

課題	内容	27年度実績値	29年度実績値	32年度目標値	設定根拠
1	性別役割分業意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)を持たない人の割合	44.0%	※	50.0%	他市の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
	「男女共同参画」という言葉の認知度	80.6%	※	100.0%	国の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
2	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	58.9%	※	70.0%	国の目標値は100%。浦安市は設定当初の値から、国を参考に現状値から70%とした(男女共同参画センター)
	男性の家事・育児・介護に費やす時間	平日 1時間4分 休日 2時間22分	※	平日 2時間30分 休日 4時間	国の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
	保育所の待機児童数	79人 (28年4/1現在)	168人 (30年4/1現在)	0人	国は解消を目指すとしていることから目標値を0人とした(保育幼稚園課)
	市役所男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率	87.5%	96.6%	100.0%	本市の特定事業主行動計画と同じ目標値を設定(人事課)
	市役所の男性職員の育児休業取得	5.9%	10.3%	13.0%	国の目標値を参考に設定(人事課)
3	市役所採用試験申込者の女性割合	22.0%	36.0%	40.0%	本市の特定事業主行動計画と同じ目標値を設定(人事課)
	市役所係長級以上の女性職員の割合	22.0%	26.0%	35.0%	本市の特定事業主行動計画と同じ目標値を設定(人事課)
	審議会における女性委員の割合	37.80%	34.2%	40.0%	国は30%を目標としているが、本市は改訂第2次プランの際に目標値を達成したため40%とした(協働推進課)
4	女性消防団員の割合	24.0%	29.0%	30.0%	国は5%を目標としているが、本市は第2次プランの際に目標である20%を達成したため30%とした(消防本部総務課)
6	子宮がん検診受診率	34.3%	23.6%	50.0%	国の目標値を参考に設定(健康増進課)
	乳がん検診(マンモグラフィ)受診率	18.20%	17.9%	50.0%	国の目標値を参考に設定(健康増進課)
7	男女共同参画センター「ルピナス」で行う相談事業の認知度	32.6%	※	70.0%	第2次プランと同値 他市の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)
8	男女共同参画センター「ルピナス」の認知度	28.4%	※	70.0%	第2次プランと同値 他市の目標値を参考に設定(男女共同参画センター)

・「改訂第2次うらやす男女共同参画プラン」での指標(目標値)設定に際しては、各課題を踏まえた事業を実施したことによる成果が定量的に把握できる指標としているため、定量的な数値把握が難しい「課題5 男女が共に安心して暮らせる環境の整備」については、設定を控えています。

※平成29年度の課題1. 2. 7. 8については市民意識調査を実施していないため、各担当課からの回答分のみ表記しています。